

指定短期入所

報酬算定に係る自己点検表

事業所の名称	
事業所番号	
実地指導実施年月日	
記入者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定短期入所

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
短期入所種別	空床型				※該当のものについて、複数箇所記入	
	併設型					
	単独型					
報酬種別	福祉型					
	福祉強化型					
	医療型					
	共生型					
利用定員	() 人					
前年度の利用者数平均	() 人					
生活支援員	事業所に必要なだけ、生活支援員の配置があるか					
夜勤職員	共同生活住居ごとに、夜間を通じて1名以上夜勤職員を置いているか					
管理者	管理業務に支障がない場合は兼務可				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
地域生活支援拠点等としての位置付け	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けているか。				【R3.4.1～】地域生活支援拠点等として位置付けられた場合加算あり（緊急時の受け入れに限らず加算）	
サービス提供職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない期間が存在するか					
大規模減算	単独型で定員が20人以上の場合、減算を行っているか					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
定員超過利用減算	過去3か月の利用平均障害者が定員の105%を超過しているか 1日あたりの利用障害者数が定員の110%を超えているか					
短期利用加算	利用開始から30日以内の期間について、1年につき30日を限度として加算を算定しているか					
常勤看護職員等配置加算	看護職員が1人以上常勤で配置されているか					
医療的ケア対応支援加算	厚生労働大臣が定める医療的ケアが必要な利用者が短期入所を利用した際、加算を算定しているか					
重度障害児・障害者対応支援加算	福祉強化型短期入所において、利用児者の100分の50以上が重度者の場合、加算を算定しているか					
重度障害者支援加算	強度行動障害を有する利用者に対して、有資格者が支援を行っているか					
単独型加算	単独型事業所について、サービスを提供した際に加算を算定しているか					
医療連携体制加算（Ⅰ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者1名に対して看護（4時間以下）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅱ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者2名以上に対して看護（4時間以下）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅲ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、従業員に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか					
医療連携体制加算（Ⅳ） 【～R3.3.31】	喀痰吸引等が必要なものに対して認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅴ） 【～R3.3.31】	他の病院等と連携して看護師を24時間連絡できる体制を確保するとともに、重度化した場合の指針を定め、入居時に利用者説明し同意を取っているか					
医療連携体制加算（Ⅵ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者1名に対して看護（4時間超）を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅶ） 【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者2名以上に対して看護（4時間超）を行っているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
医療連携体制加算（Ⅰ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間未満）を行っているか				福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅱ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間以上2時間未満）を行っているか				福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅲ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（2時間以上）を行っているか				福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅳ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（4時間未満）を行っているか				福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定している利用者については、算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅴ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（4時間以上）を行っているか				福祉型強化短期入所サービス等利用者又は（Ⅲ）を算定している利用者については、算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅵ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者3人を限度として看護（8時間以上）を行っているか				福祉型強化短期入所サービス等利用者又は（Ⅲ）若しくは（Ⅴ）を算定している利用者については、算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅶ） 【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか				福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅷ） 【R3.4.1～】	喀痰吸引等が必要なものに対して認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか				福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又は（Ⅰ）～（Ⅵ）までのいずれかを算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅸ） 【R3.4.1～】	他の病院等と連携して看護師を24時間連絡できる体制を確保するとともに、重度化した場合の指針を定め、入居時に利用者に説明し同意を取っているか				福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
栄養士配置加算（Ⅰ）	常勤の管理栄養士等を配置しているか					
栄養士配置加算（Ⅱ）	非常勤の管理栄養士等を配置しているか					
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、加算算定をしているか					
食事提供体制加算	収入が一定以下の利用者に対して、事業所が準備した食事を提供しているか					
緊急短期入所受入加算	やむを得ない理由により、利用者が緊急で短期入所を利用した場合、7日以内（特定の事情がある場合は14日以内）について加算を算定しているか					
定員超過特例加算	やむを得ない理由により、定員を超過して利用者を緊急で受け入れた場合、10日以内について利用者全員に加算を算定しているか					
特別重度支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	特定の医療行為が必要な重度の利用者児に対して、サービス提供を行っているか				医療型短期入所のみ算定可 【～R3. 3. 31】 （Ⅰ）運動機能が座位までであって、判定スコアを合算し10点以上 （Ⅱ）【～R3. 3. 31】 【R3. 4. 1～】 （Ⅰ）判定スコアを合算し25点以上 （Ⅱ）判定スコアを合算し10点以上 （Ⅲ）【R3. 4. 1～】区分新設	
送迎加算	利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行っているか					
日中活動支援加算【R3. 4. 1～】	（1）保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種のもの共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。 （2）利用者ごとの日中活動実施計画に従い、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種のもの指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的により記録していること。 （3）利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。				【R3. 4. 1～】 新設	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

福祉・介護職員処遇改善加算

加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・特別・特定Ⅰ・特定Ⅱ)

事業所名 _____

点検項目	点検事項	点検欄	確認欄
【共通】	① 福祉・介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	② 加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	③ 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出をしている	周知かつ届出	
	④ 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一致 ・国保連の加算額通知書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当 非該当	
	変更事由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継続のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	提出 該当なし	
	Ⅰ ⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ⅱ ⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
Ⅲ ⑦-1または⑦-2及び⑧'に適合する	点検事項に適合		
Ⅳ ⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合		
Ⅴ 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特別 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特定Ⅰ aとb(とc)に適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている c (併設型あるいは空床利用型のとき) 福祉専門職員配置等加算を算定している	点検事項に適合		
特定Ⅱ aとbに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている	点検事項に適合		
⑦-1 【キャリアパス要件Ⅰ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件（賃金に関するもの含む）及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金体系を定めている b 書面作成及び周知している	就業規則等の根拠規定	
⑦-2 【キャリアパス要件Ⅱ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと イ 資格取得のための支援を実施すること b aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修実施（機会確保と能力評価又は支援実施） b 周知している	計画等の文書 研修等の記録	
【キャリアパス要件Ⅲ】（処遇改善加算Ⅰ）		就業規則等の仕組みを	

【個別】

⑦-3	<p>aとbに適合する。</p> <p>a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組み</p> <p>ア 経験に応じて（勤続年数や経験年数等）昇給する仕組み</p> <p>イ 資格等に応じて昇給する仕組み</p> <p>ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み（客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要）</p> <p>b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している</p>	<p>a 昇給の仕組み又は定期昇給の仕組みがある</p> <p>b 周知している</p>	<p>規定した文書（就業規則、給与規定等）</p>
⑧	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ）</p> <p>平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	<p>内容・費用を全介護職員に周知</p>	
⑧'	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅲ、Ⅳ）</p> <p>平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	<p>内容・費用を全介護職員に周知</p>	